

令和3年度 中堅教諭等資質向上研修

1 目 的

中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法の一部改正（平成29年4月1日施行）に伴い、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質向上に関する指標を踏まえ行う研修である。

中堅教諭等資質向上研修Ⅰは、教育公務員としての使命と自覚を新たにするとともに、個々の能力、適性等に応じて、学級経営及び授業構成・評価についての指導力の向上を図る。

また中堅教諭等資質向上研修Ⅱは、教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で、必要とされる資質の向上を図る。

2 対 象

中堅教諭等資質向上研修Ⅰの令和3年度受講対象となる教諭等は、令和3年4月1日現在、在職期間（以下、「教職経験」という。）が、10年目に達した教諭等を原則とする。

中堅教諭等資質向上研修Ⅱは、中堅教諭等資質向上研修Ⅰを修了した者で、令和3年4月1日現在、教職経験13年目に達する教諭等を対象とする。ただし、以下の事項に留意することとする。

留意事項

- ① 国立、公立又は私立の小学校等（県外も含む）の教諭等として在職した期間を通算する。臨時的に任用された期間は除く。
- ② 教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、当該在職期間に通算する。
- ③ 休職の期間が引き続き1年以上の場合、その期間の年数（1年未満の端数があるときには、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
- ④ 育児休業の期間が引き続き1年以上の場合、その期間の年数（1年未満の端数があるときには、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
- ⑤ 年度途中で育児休業等の長期休業を予定している場合は、次年度以降に受講する。
- ⑥ 対象となる教諭等が配置されている学校の状況により、単年度に対象の教諭等全員に受講させることが困難と予想される場合は、複数年度に分けて受講させてもよい。
- ⑦ 受講を延期する場合は、「中堅教諭等資質向上研修（Ⅰ・Ⅱ）」受講延期届＜様式1＞を仙台市教育委員会に提出する。
（※ 教育公務員特例法施行令第3条～第5条の規定による）

3 研修内容

研修内容は、次のとおりとする。

研 修 名	校外研修	校内研修
中堅教諭等資質向上研修Ⅰ	7日	5日以上
中堅教諭等資質向上研修Ⅱ	4日	5日以上

4 期 間

研 修 名	実 施 期 間
中堅教諭等資質向上研修Ⅰ (教職経験10年目)	令和3年4月1日から令和4年3月31日
中堅教諭等資質向上研修Ⅱ (教職経験13年目)	令和3年4月1日から令和4年3月31日 ※中堅教諭等資質向上研修Ⅰを受講修了した者が 対象となる。

5 実施主体

仙台市立小・中・中等教育・特別支援学校における中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱは、
仙台市教育委員会が実施する。

※中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱに関する各種様式については、
C4th 書庫「教育センター」より御活用ください。